

各都道府県 液化石油ガス担当部（局）長 殿

経済産業省
産業保安グループガス安全室長
(公印省略)

経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について

経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年経済産業省令第77号）等が本日公布、施行されたところであるが、その改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、貴職におかれては、下記事項に留意の上、その積極的な活用を検討されるとともに、貴管下市町村等に対しては貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 制定の趣旨

地方公共団体からの提案を受け、令和3年3月16日付けで環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）等が公布され、環境省所管法令（他府省庁との共管法令を含む。以下同じ。）に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等（職員が立ち入って検査・調査等を行うものをいう。以下同じ。）に係る全ての身分証明書を統合できる統合様式を定めた。

今般、環境省以外が所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する身分証明書についても、統合対象とすべきものがないか、地方公共団体から意見を募ったところ、多くの提案があった。そこで、今般、経済産業省の所管する法律の規定に基づく身分証明書も、環境省所管法令により定めた統合様式を用いることができることとした。したがって、別添1及び別添2に記載されている様式は、その根拠法令の所管省庁、所管課がどこであるかに関わらず、既存の様式に加えて、統合様式を用いての身分証明書の作成が可能となり、標記の当室が所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書もその対象である。

2 統合様式が利用可能となった当室所管法令における様式

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第135条第1項様式第61

（立入検査根拠法令：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第83条第1項から第4項及び第7項）

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p>				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">職 名</td> <td rowspan="3" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle; border: 1px dotted black; padding: 10px;">写 真</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日 年 月 日生</td> </tr> </table>	職 名	写 真	氏 名	生年月日 年 月 日生
職 名	写 真			
氏 名				
生年月日 年 月 日生				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年 月 日限り有効</td> </tr> </table>	年 月 日交付	年 月 日限り有効		
年 月 日交付				
年 月 日限り有効				
<p>都道府県知事（市町村長・区長） 印</p>				

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。